

- 10508 病院からの退院要求（調査継続中）
- 10554 無給労働の要求（調査打ち切り）
- 10555 無給労働の要求（調査打ち切り）
- 10556 予 約（撤回）
- 10568 給料返還の拒否（調査継続中）
- 10583 看護婦コースの受講拒否（調査継続中）
- 10589 委 任（不当）
- 10646 研究とリハビリテーションを妨げる自由の欠如（撤回）
- 10669 過 誤（調査継続中）

社会保障こぼれ話

社会保障制度の拡充 （イラン）

この国の社会保障制度は、1931年に一部の労働者を対象とした労働災害補償に端を発している。最近では、労働省と保健省が担当していた各種の制度を、1974年に創設した社会福祉省に移し、同省が社会保障制度を所管している。

制度は社会保険の仕組みを用いて、老齢・廃疾・遺族年金、疾病と出産の給付、労働災害・職業病の給付を用意しており、失業給付を欠いている。また、家族手当は別な制度で実施される。1976年には、約120万人の労働者をカバーしており、扶養家族を含めると、約350万人が制度でカバーされていた。制度は第5次5カ年計画が終了する1978年には、約1,500万人の適用が計画されている。また、第6次計画が終了する1983年には、約3,300万人の全国民に適用を拡大することが計画されている。もっとも、全人口の75%は農村人口で、農村地域への適用拡大が強調されている。

医療給付では、患者は外来で20%、入院で10%、往診で50%の医療費を負担している。また、1本にまとめた財源では、76年に、被保険者が7%、使用者が20%、政府が3%の拠出率で拠出を支払い、それらの合計3%のうち、9%ぶんが健康保険に移される。

ISSA, Asian News Sheet, Vol. VI, No.1, Jan.1976, pp.14-18.

（社会保障研究所 平石長久）